

平成31年度核物質防護研修会開催支援業務  
(現地ロジスティック業務等)に係る  
一般競争入札説明書

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令(抜粋)

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 ( 案 )

平成31年3月8日

原子力規制委員会原子力規制庁  
長官官房放射線防護グループ  
核セキュリティ部門

## 入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁  
長官官房放射線防護グループ  
核セキュリティ部門

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達にかかる入札公告（平成31年3月8日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

### 記

#### 1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成31年度核物質防護研修会開催支援業務（現地ロジスティック業務等）

(2) 契約期間

契約締結日から平成32年3月12日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている間中の者でないこと。

(4) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。ただし、平成31・32・33年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」を引き続き取得すること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

### 4. 入札説明会の日時及び場所

平成31年3月15日（金）11時00分～11時30分

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

※1 参加人数は、原則1社1名とする。

※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

※3 本案件は入札説明会への参加を必須としない。

### 5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

平成31年4月1日（月）12時00分

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ  
核セキュリティ部門

### 6. 入札及び開札の日時及び場所

平成31年4月19日（金）14時00分～14時15分

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室  
開札は、入札終了後直ちに行う。

### 7. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

### 8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### 9. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするときがある。

10. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めにより実施する。
11. 入札保証金及び契約保証金 全額免除
12. 契約書作成の要否 要
13. 契約条項 契約書(案)による。
14. 支払いの条件 契約書(案)による。
15. 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
16. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地  
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 原田 義久  
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号
17. その他
  - (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
  - (2) 本件に関する照会先  
質問は、電話、FAX 又はメールにて受け付ける。  
担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ  
核セキュリティ部門 市川、片柳  
TEL：03-5114-2100 (内) 4600、4715  
FAX：03-5114-2184  
メールアドレス [yuto\\_ichikawa@nsr.go.jp](mailto:yuto_ichikawa@nsr.go.jp)  
[daijiro\\_katayanagi@nsr.go.jp](mailto:daijiro_katayanagi@nsr.go.jp)
  - (3) 元号が改められたときには、本説明書に記載した日付（元号が改められた日以後のものに限る。）を、新しい元号による日付に読み替えるものとする。

(別 紙)

## 原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

### 1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を直接提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 直接入札

直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

### 7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式2による委任状を持参しなければならない。

## 8. 代理等の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

## 9. 条件付きの入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

## 10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人等による入札
- ④ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う

ことができる。

- (2) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

### 13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
  - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
  - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

### 14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

### 15. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

### 16. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直

ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

17. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

18. 契約書の提出等

(1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

19. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。



(別 記)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。））を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

平成 年 月 日

注) 書類の発行日を記入

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

(復) 代理人役職・氏名

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する  
場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。

このとき、代表印は不要 (委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 平成 3 1 年度核物質防護研修会開催支援業務 (現地ロジスティック業務等)
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

委 任 状

平成 年 月 日

注) 書類の発行日を記入

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地  
(委任者) 商号又は名称  
代表者役職・氏名 印

代理人所在地  
(受任者) 所属(役職名)  
代理人氏名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 平成31年度核物質防護研修会開催支援業務（現地ロジスティック業務等）の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

委 任 状

平成 年 月 日

注) 書類の発行日を記入

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地  
(委任者) 商号又は名称  
所属(役職名)  
代理人氏名 印

復代理人所在地  
(受任者) 所属(役職名)  
復代理人氏名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

平成31年度核物質防護研修会開催支援業務(現地ロジスティック業務等)  
の入札に関する一切の件

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

# 仕 様 書

## 1. 業務件名

平成31年度核物質防護研修会開催支援業務（現地ロジスティック業務等）

## 2. 業務の目的

原子力規制庁(以下「当庁」という。)の主催により警察、海上保安庁及び防衛省（自衛隊）の職員が核物質防護、原子力及び放射線防護に関する基礎的な知識を習得するために行う平成31年度核物質防護研修会（以下「研修会」という。）の開催支援業務として現地ロジスティック業務と講師業務を行うことを目的とする。

## 3. 業務の内容

研修会の講義科目を以下に示す。なお、これらの講義科目は、国際原子力機関（IAEA）核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告（INFCIRC/225/Rev.5）を参考にして選定したものである。参照した勧告文書の記述箇所を表1に示す。

- ① 原子力の基礎知識
- ② 放射線測定実習
- ③ 核燃料物質及び原子力施設の防護
- ④ オフサイトセンター(以下「OFC」という。)の紹介・見学
- ⑤ 原子力施設の見学

このうち核物質防護研修会開催の支援に関し現地ロジスティック業務と講師業務を行う業者(以下「担当業者」という。)の業務内容は、講義2科目（①、②）の講師等（①は講師、②は講師又は実習担当者）の手配、すべての講義科目及び見学対象（①～⑤）に係わる資機材の手配・準備、及び研修会（現地）での受付とする。支援業務の詳細を以降に示す。

### 3. 1 前提条件

#### a. 研修会開催時期

- ・平成31年7月から平成32年2月までに合計16回開催する。
- ・開催日程、開催場所は表2、表3による。ただし、開催日程は当庁の都合により変更する場合がある。また、施設の見学先となる原子力事業者の住所は表4による。

#### b. 研修会の受講対象者及び人数

- ・原子力施設立地の16道府県における警察、海上保安庁及び防衛省（自衛隊）の職員を受講対象者とする。
- ・研修会1回あたりの受講者数は約30～50人を目安とする。うち施設見学者は40人を上限とする。この上限は見学受入れる原子力事業者側の制約によるものである。なお、施設見学者の受入れ制約が30人の原子力事業者もある。

#### c. 現地支援要員の人数

1回の研修会につき各現地支援業務の要員は、現地ロジスティック業務担当1名、講

義科目「原子力の基礎知識」の講師1名、講義科目「放射線測定実習」の講師1名及び実習担当を必要とする。

d. 研修会運営スケジュール

- ・研修会の前日：会場準備は、15時00分頃から17時00分頃の間に行い、OFC等の会場で会場設営を行う。
- ・研修会の当日：8時45分受付開始、17時00分終了とする。なお、開催地により研修会の標準プログラムに若干の変動がある。（カリキュラムは添付-1の研修会開催要領例を参照のこと）

e. 個人情報の扱い

担当業者が取り扱う個人情報は「受講者名簿」のみとする。受付時の確認用受講者名簿は、研修会当日に当庁担当者より手交する。研修会当日において、受講者名簿の朱記訂正を含む確認を終了した後は、当庁担当者に受講者名簿を手渡しで返却すること。

3. 2 実施内容

担当業者は以下の作業を行うこと。なお、b.～e.項については16回開催する研修会ごとに行うこと。

a. 講師の手配等

講義科目「原子力の基礎知識」の講師及び講義科目「放射線測定実習」の講師又は実習担当を以下に従い手配すること。

(a) 講師の要件

講義科目「原子力の基礎知識」の講師の要件は、「原子力分野の業務経験が8年以上の者で原子炉の設計・検査等に携わったことがある者」とする。講義科目「放射線測定実習」の講師並びに実習担当の要件は、「原子力分野の業務経験が3年以上の者で放射線測定器操作等に携わったことがある者」又は「放射線取扱主任者の第3種以上の免状取得者」とする。それぞれの科目について講師の経験・資格を提示すること。

(b) 登録講師人数

- ・講義科目「原子力の基礎知識」の講師として各5名以上を登録する。また、「放射線測定実習」の講師又は実習担当として講師5名以上を含む計12名以上を登録する。ただし、講師並びに実習担当の要件を満たしていれば各講義科目同一人物を講師又は実習担当として登録できる。また、現地ロジスティック業務担当者も実習担当の要件を満たしていれば、実習を担当できる。
- ・緊張感を維持するとともに、一人の講師に過度な負担がかからないようにするため、一人の講師が担当する講義等の回数の限度を講義科目「原子力の基礎知識」で6回、講義科目「放射線測定実習」で6回までとする。両方の講義科目を担当している場合は、各講義科目の担当回数限度を満たすようにする。講師配置の例を添付-2に示す。この講師配置は、講師登録人数の限度内で講師回数限度を踏まえて均等に配置したものである。実習担当を講師（講義科目「原子力の基礎知識」及び「放射線測定実習」）と現地ロジスティック業務担当者で遂行できれば、1回の研修会での派遣要員を4名でまかなうことができる。
- ・講師並びに実習担当はローテーションを組んで実施することとし、講師のローテ

ーションがわかる講師一覧表（予定・実績）を初回作成時及び変更時に提出すること。講師等一覧表には現地ロジスティック業務担当者名も記載のこと。現地ロジスティック業務担当者は3名以上を登録すること。現地ロジスティック業務担当者の回数限度は設けない。

(c) 講師の質の確保

講師の質はプレゼンテーション能力に基づいて判別するため、講師は講義に向けて十分に準備を行うこと。講師及び実習担当は、当庁が用意する自己評価シート（添付3）を利用することによって講師の質の向上を図る。また、当庁担当はこの自己評価シートに従って講師の現地の説明の内容、講師の態度、質問への回答、等が適切であることを評価することがあり、その評価結果により必要に応じて是正を求める。改善が見られない場合、講師交代を要請することがある。

(d) 講義の方法及び時間配分

講義科目「原子力の基礎知識」の講義は座学で行う。「原子力の基礎知識」は、まず冒頭で当庁担当者が貸与する教材を10分間上映する。次に当庁担当者が貸与するパワーポイント（以下「PPT」という。）に沿って講義を行うこと。貸与したPPTの多くには機械音声のナレーションが入っているためこれを使用すること。PPTについては本業務の目的を適切に達成できると考えられる範囲で若干の追加・変更をしてもよい。ただし、PPTの追加・変更を行う場合は、事前に当庁担当者の確認を得ることとする。また、講義時のQ&Aと改善点を担当業者に提出し、これを担当業者が「各地点報告書」の添付資料とすること。同資料には要点のみを簡潔に記述すること。

講義科目「放射線の測定（講義・イントロ）」は座学で行う。PPTによる説明（8分）及び教材（放射線測定DVD）の放映（12分）は、当庁より貸与の機材を使用すること。PPTについては若干の追加・変更をしてもよいが、追加・変更を行う場合は、事前に当庁担当者の確認を得ることとする。

「放射線の測定（実習）」は受講人数の関係から4つのワーク・ショップに別れて実施すること。約40分で行う各ワーク・ショップでは参加する受講者を入れ替えて最低2回の実習（約20分）を行い、受講者が任意の2ワーク・ショップの実習を受けられるようにすること。4ワーク・ショップの構成を次に示す。

- ワーク・ショップⅠ 空間線量率の測定
- ワーク・ショップⅡ 表面汚染密度の測定
- ワーク・ショップⅢ 距離・遮蔽材による放射線減衰の測定
- ワーク・ショップⅣ 防護服着脱の実習

講義科目「放射線測定実習」の実習担当は担当業者が手配した4名とする。実習担当には、講師（「原子力の基礎知識」、「放射線測定実習」）と現地ロジスティック業務担当者を充ててもよい。また、参加者が少ない場合はワーク・ショップ数を少なくしてもよい。実習担当者の説明内容は「放射線測定実習講師用教材」や「放射線測定実習用資料」に従うものとする。実習担当者の説明内容は本業務の目的を適切に達成できると考えられる範囲で若干の追加・変更をしてもよい。各実習担当は実習の概要とQ&Aを担当業者に提出し、これを担当業者が「各地点報告書」の添付資料とす



ること。同資料には要点のみを簡潔に記述すること。

(e) 最新講師配置表の提出

最新講師配置表（現地ロジスティック業務担当者を含む）を研修日の1週間前に提出すること。また、出張者の日程（宿泊先、列車名又は航空機便名）を1週間前に提出すること。

b. 研修会事前作業 手配業務

(a) 貸切りバスの手配

原子力施設見学のための移動用バス（大阪府、宮城県を除く14回分）を契約すること。手配に当たっては、次の要件を満たす契約をバス会社と行うこと。

・配車日 表2のとおり。

・搭乗予定人員 45名（大型1台）

佐賀県オフサイトセンターと福井県大飯原子力防災センターについては路上駐車待機及び構内乗り入れが不可のため、中小型バスやマイクロバスに変更すること。

・行程

①OFC発（住所；表3）→②発電所着（住所；表4）～施設内見学のため構内移動～③発電所発→④OFC着

①から④の時刻は、研修会ごとに作成する研修会開催要領に従う。①OFC発は余裕をもってその10分前には到着すること。

・バス運転士情報の事前提出

貸切りバスの手配において決まったバス会社の運転士情報（会社名、車両番号、運転士氏名（読みがな）、運転士生年月日、当日使用の携帯電話番号）を遅くとも研修日の3日前までに提出すること。また、運転士の自動車運転免許証及び車検証の写しも提出すること。なお、バス運転士情報の原子力施設見学先（原子力事業者）への連絡は当庁から行う。

・当日はバス運転士と連絡を取り合い、参加者が遅滞なくバスに乗車できるようにすること。この際、乗車人数を確認し当庁の現地担当者に連絡すること。

・旅客自動車運送事業者であり、当事業計画より過去1年間において、国土交通省より事業改善命令等の行政処分を受けていない者とする。

(b) 放射線測定実習機材の準備及びコンソール操作等の運用（添付－4参照）

宮城県、神奈川県、愛媛県を除く研修会実施場所にあつては、OFCの放射線測定器の貸出しについて当庁担当者を介して放射線測定器を受け取る。

OFCは、原子力災害等の発生時に拠点となる施設であり、その機能を常に維持する必要がある。本業務には、OFC内の機器及び設備の移動や操作を行うことが含まれ、当該OFCの機器及び設備に関する専門知識及び取扱に関する技術的能力を持たない者が操作した場合、誤った操作等により、OFC機能の維持に影響を与える可能性がある。また、万一当該業務中にOFCの機能に影響があった場合、復旧までの間、法令に基づき原子力規制委員会等が担う、緊急時における原子力災害対策業務に支障を来す等、当委員会の信頼性を損なうおそれが生じる。よって、本作業に関し機材の貸出し許可、コンソールでの操作許可を規制事務所より受けていることを当庁担当者に確認するとともにOFCの機器及び設備に関しては誤った操作等により、OFC機能の維持に影響を与えないように十分留意すること。

(c) 会議室貸切りの手配

大阪・宮城・神奈川会場においては会議室貸切り契約をすること。手配に当たっては、次の要件を満たす貸会議室業者と契約すること。

- ・会場の貸切り手配日時は、表2に記載する日の前日の13時00分から当日の18時00分までとする。
- ・受講者数 50名
- ・会場スペース スクール形式 70名分（実習スペースを考慮し広めとする）
- ・レンタル希望品リスト 椅子（55名分）、机（70名分）、スクリーン、プロジェクター、レーザーポインター、マイク、ピンマイク、スピーカー
- ・持込み品 ノートパソコン、スピーカーへの配線等をサポートのこと。
- ・その他 昼食は当会議室で取れること。（仕出し弁当の事前予約者対象）

貸会議室業者連絡先リストは当庁より提供する。ただし、会場を使用するために必要な申請は1ヶ月以上前に会場へ提出しその結果を当庁に連絡すること。

(d) パソコン(PC)の手配

OFCを使用しないケースの宮城県、神奈川県、愛媛県については、持ち込みPCの貸切り契約をすること。手配に当たっては、添付-5のPC機能要件及び確認手順を満足すること。ただし、担当業者の手持ちPCが機能確認手順を満足していれば、それを使用しても差し支えはない。

(e) 放射線モニタ機器貸出しの手配

OFCを使用しないケースの宮城県、神奈川県、愛媛県について放射線モニタ機器貸出し契約をすること。手配に当たっては、次の要件を満たす放射線モニタ貸出し業者と契約すること。

- ・放射線モニタ機器手配日時は、表2に記載する日の前日の13時00分から当日の18時00分までとする。
- ・貸出し放射線モニタ機器対象品

品名	型番	台数	備考
α線測定器	TCS-222相当品	2台	アロカ製α線用シンチレーションサーベイメータ
β(γ)線測定器	TGS-146相当品	2台	アロカ製GM計数管サーベイメータ
γ線測定器	TCS-171相当品	2台	アロカ製NaIシンチレーションサーベイメータ

- ・貸出し放射線モニタは、表3に記載する会場に搬入し受け渡すこと。
- ・放射線モニタ貸切り業者連絡先リストは当庁より提供する。手配の結果を当庁に連絡すること。

(f) 貸出し用携帯電話の手配

連絡用の貸出し用携帯電話（メール機能付）を1台手配し、契約期間中に当庁の現地出張者に預けること。

(g) 弁当の予約

昼食用の弁当を予約すること。弁当配達業者リストは当庁より提供する。また、弁当の数は当庁より指示する。（弁当代は参加者の自己負担）

(h) 研修機材の宅配手配

全16回の研修会のうち1回目の研修会場行きを除き「放射線計測実習」で使用する機材（遮蔽板、線源、ポケット線量計、防護マスク、ウェットティッシュ、防護服、ゴム手袋・綿手袋、シューズカバー、白衣、ガムテープ、等）について宅配便での発送・回収・保管業務を行うこと。1回目については当庁が研修会場へ発送する。送り先の住所・氏名等の情報は当庁より提供する。並びに研修会用機材（講義・実習サンプルCD-R 4種・放射線測定DVD・開講式CD-R、アンケート用紙、規制庁封筒、テキスト残部数、現地展示資料、会場案内・受付・昼食会場案内の連絡用紙、ガムテープ、等）については必要量を適宜宅配便で発送・回収・保管業務を行うこと。

当庁から貸与された機材は「研修機材アイテム表」によって管理すること。

H28年度PP研修会の例  
2016.6.23 貸与機材アイテムリスト

アイテム	数	トランク
マントル	1	
溶接棒	1	A
硫酸加里	2	
遮へい材	1	
鉱物標本	2箱	B
御影石	1	
アトムレンズ	1	
わかめ	1	
白衣	1	A
目盛り用紙(赤ペン)	1	
線量計/表(添電池は出して梱包)	5	
線量計/短	5	
説明書等(クリアファイル)	1	
線量計用ストラップ	5	A
線量計の証明書	5	
線量計の保証書	5	
線量計の合格票	5	
線量計の説明書(日本語)	1	
線量計の説明書(英語)	1	
校正のご案内	1	
電池		
全面防護マスク	2	B
半面防護マスク	3	
フィルター	1箱	
防護服	5	B

アイテム	数	トランク
綿手袋		
ゴム手袋		A
フットカバー		
OAクリーナー		A
ティッシュBOX	2	B
紙テープ	1	A
布テープ	2	
養生テープ	1	
ポインター	1	A
ポインター説明書		
取扱説明書	2	A
展示資料	7	
封筒		A
持込みPPT	一式	A
3種テキスト予備一式	各5	A
トランクA・B以外		
貸与データベース(サーバー)	一式	別途送付
トランク鍵	2	
寄表紙ラベル*	3	

\* 3cmキングジムファイルにて報告書を納入していれば不要

(i) 研修会配布資料の送付

- i. 研修会開催要領＝当庁が研修会の約1週間前に提供する電子情報に基づき、適宜必要部数を打ち出し現地会場へ直送すること。
- ii. アンケート用紙＝当庁が提供する電子情報を元に年度を更新し、適宜必要部数を現地会場へ直送すること。
- iii. 規制庁封筒＝研修会に使用の「原子力規制庁」名の封筒は、担当業者が適宜必要部数を現地会場へ直送すること。なお、「原子力規制庁」名の封筒一式は、当庁から事前に担当業者へ別途送付する。
- iv. テキスト予備＝テキストの予備として3種類各5部を現地会場へ直送すること。

(j) 使用前データ及び使用后データの削除

OFCのPCにデータをインストールする際、前年度のデータが残っていないことを確認の上インストールすること。今年度インストールした研修用データは、使用後全て削除すること。

(k) 受講証明書の配付準備

当庁からの指示により受講証明書のフォーマットに研修会名称、受講者名などを別ファイル（閲覧用名簿；氏名・所属を記載）から入力し、現地にて印刷・配布できるように準備する。また、受講証明書のフォーマットは当庁より提供する。

c. 研修会事前作業 講師準備

「原子力の基礎知識」の講師は当庁が提供する資料（コンピュータ・グラフィック（C

G) 放映及びPPT)を事前によく勉強し、受講者に何を教えたらよいか、講師から受講者へどのような質問をしたらよいかを検討すること。また、プレゼン確認シート(添付-3)に沿ったプレゼン力の向上を図ること。研修会前日のリハーサルにおけるチェックは1科目30分以内とすること。

「放射線測定実習4ワーク・ショップ」の実習担当者は、「放射線測定実習」テキストの「実習用資料」を受講者にどのように教えたらよいか事前に検討すること。

#### d. 研修会現地支援業務

##### (a) 会場準備(研修会前日の作業)

- ・研修机、昼食会場机及び受付機の確認配備(OFCの支援メンテ会社と調整)、受付・研修会案内板等を掲示すること。
- ・開催要領、テキスト、アンケート用紙等を机上にセットすること。
- ・放射線測定器等の機材を展示する。機材は当庁からの持ち込みとOFCの備品(OFCの支援メンテ会社が倉庫より搬出)の両方を使用する。

##### (b) 研修会当日の受付

受講者の出欠及び登録内容を当庁から提示の受講者名簿(氏名、振り仮名、生年月日、所属)に沿い受講者に確認のこと。訂正がある場合は速やかに当庁に連絡すること。原子力施設見学先(原子力事業者)への連絡は当庁から行う。参加者の最終人数を確認しその都度地点ごとに「H31名簿人数集計」に入力すること。最新の電子情報「H31名簿人数集計」は、当庁と担当者間でお互いに受渡しを行うものとする。

##### (c) 弁当の手配関係、配膳、片付け等

弁当配達業者へ人数最終連絡、弁当受取り、支払い、領収書の依頼と受取り、弁当の配膳と片付け、弁当配達業者の空容器引取りを確認すること。

##### (d) アンケート用紙回収

研修会終了後にアンケートを回収すること。

##### (e) 教材・書類等の回収

講義用資材、テキスト残部、等を回収すること。

#### e. 研修会事後作業

##### (a) アンケートの集計

研修会終了後、アンケート結果を集計し、当庁に提出すること。集計のまとめ方は、当庁の指示によること。

##### (b) 各地点報告書の作成・提出

毎回の研修会終了後、各地点報告書をA4用紙数枚程度にまとめ提出すること。各地点報告書には、各講師名と各講義におけるQ&Aを記載すること。(研修会開催後1週間以内)

#### f. 報告書の作成・提出

上記のa.~e.項についての作業結果(16回分)を当庁が用意する体裁・装丁にて作成・提出すること。報告書の件名は、「平成31年度核物質防護のための研修会 実施報告書」

とすること。

#### g. 手配業務データの提出

上記b.項「研修会事前作業 手配準備」の(a)~(k)項についての作業結果(発注仕様書、見積先リスト、連絡先リスト)を提出すること。

#### h. 貸与データの返却と更新データの提出

当庁から担当業者へ貸与したデータに返品リストを添えて返却のこと。貸与データを元に更新したデータ及び新規に作成したデータを分類の上、提出すること。

### 4. 作業工程

工程表の作成と提出

上記3. 2項実施内容の a. ～e. 項についての作業計画及び実績（16回分）を工程表に記載し提出すること。（1か月ごとに実績を報告すること）

### 5. 業務実施期間

契約締結日から平成32年3月12日まで

### 6. 実施責任者及び実施体制

受注者は、実施責任者及び品質管理体制を明示した実施体制表を提出すること。

あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。

実施責任者は本作業の遂行にあたり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本作業を統括する立場にある者とする。

実施体制には必ず過去の業務経歴等を勘案して本件を手際よく遂行可能なスタッフを含めること。また、2人以上の直接の担当者を定め、一方が出張などの時にも支障なく業務が遂行できるようにすること。

### 7. 提出書類及び納入品目

#### (1) 提出書類

受注者が原子力規制庁の承認を受けるため、又は原子力規制庁に報告するために提出する書類、提出部数、提出期日は、次のとおりとする。

提出図書一覧

	提出書類	提出部数	提出期日
1	実施体制の変更	1	変更時は改訂版を速やかに提出すること。
2	下請負届	1	契約締結後速やかに。 該当しない場合は省略できる。
3	品質計画書 注1)	1	契約締結後速やかに提出し、規制庁の承認を受けること。
4	提出書類一覧表	1	契約締結後速やかに。
5	各地点報告書 注2)	1	研修会開催後1週間以内
6	手配業務データ	1	納入時
7	成果報告書 注3)	1	納入時
8	完了届	1	納入時

注 1) 品質計画書の品質要求事項は8. によるものとする。

注 2) 電子情報 (Word、PDF 形式) を e-mail 又は電子媒体により提出すること。

注 3) 成果報告書は、電子媒体にて 1 部提出すること (PDF 形式、Word、Excel)。また、検収時内容確認用にハードコピーを 1 部提出すること。成果報告書の電子媒体には上記 1～6 の提出書類も含めること。

## (2) 納入品目及び納入場所

(a) 納入品目：(1) に定める提出書類

(b) 納入場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門

東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル

## 8. 品質計画書

品質計画書には最小限、以下の内容を記載すること。

### (1) 品質管理体制

受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。

- ・作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
- ・実施責任体制が明確となっていること (実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと)。

### (2) 品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法 (チェック時期及びチェック内容) が明確にされていること。

### (3) 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

## 9. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、7. に記載の提出書類が全て提出されていることが確認されてことをもって検収とする。

## 10. 情報セキュリティの確保

受注者 (請負者) は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当者に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、原子力規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。
- (3) 本業務において受託者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (5) 受注者は、原子力規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、原子力規制庁担当者からの指示に応じて確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

## 1.1. その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、原子力規制庁担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受注者は、本業務において納入する全ての成果物について、瑕疵担保責任を負うものとする。瑕疵担保責任期間は原子力規制庁による検収後1年間とする。
- (3) 作業実施者は、原子力規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (4) 業務上不明な事項が生じた場合は、原子力規制庁担当者に確認の上、その指示に従うこと。
- (5) 常に、原子力規制庁担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (6) 本業務において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、原子力規制委員会に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- (7) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(以上)

表1 IAEA INFCIRC/225/Rev.5 勧告文書における「核物質防護のための  
研修会」の業務内容に相当する記述箇所

章節No.	要件
使用中及び貯蔵中の不法移転に対する物理防護要件	
4.20.	国は、対応部隊がサイト及び核物質のある場所に習熟し、完全に必要な対応活動を行なう準備ができていないことを確実にするよう、安全に関するその潜在的影響を考慮して、放射線防護の適切な知識を有していることを確実にすべきである。
妨害破壊行為の放射線影響を緩和又は最小化するための関連措置の要件	
5.53.	国は、対応行動が安全に及ぼす影響を考慮して、必要な対応が行えるように十分な準備ができるように対抗部隊がサイト及び妨害破壊行為の標的に習熟し、放射線防護に関する適切な知識を有していることを確実にすべきである。
輸送中の妨害破壊行為の放射線影響を緩和又は最小化するための関連措置の要件	
6.69.	国は、安全に関する潜在的影響を考慮しつつ必要な対応活動を行なう準備が完全にできていないことを確実にするために、対応部隊が典型的な輸送作業と妨害破壊行為の標的に習熟し、放射線防護の適切な知識を有していることを確実にすべきである。



表2 「核物質防護のための研修会」開催日程及び開催場所例

(開催日程：平成31年2月12日版)

回	道府県名	研修実施日	実施場所	原子力施設見学
1	北海道	平成31年7月4日 (木)	北海道原子力防災センター	北海道電力(株)泊発電所
2	島根県	平成31年7月11日 (木)	島根県原子力防災センター	中国電力(株)島根原子力発電所
3	佐賀県	平成31年7月25日 (木)	佐賀県オフサイトセンター	九州電力(株)玄海原子力発電所
4	新潟県	平成31年8月1日 (木)	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター	東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所
5	青森県	平成31年8月29日 (木)	東通オフサイトセンター	東北電力(株)東通原子力発電所
6	福島県	平成31年9月5日 (木)	福島県楢葉原子力災害対策センター	東京電力ホールディングス(株)福島第二原子力発電所
7	石川県	平成31年9月11日 (水)	石川県志賀オフサイトセンター	北陸電力(株)志賀原子力発電所
8	大阪府	平成31年10月10日 (木)	大阪府熊取オフサイトセンター	京都大学原子炉実験所
9	福井県	平成31年10月17日 (木)	福井県大飯原子力防災センター	関西電力(株)大飯発電所
10	岡山県	平成31年10月24日 (木)	上齋原オフサイトセンター	日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター
11	宮城県	平成31年11月7日 (木)	仙都会館 会議室5階B会議室	－見学なし－
12	鹿児島県	平成31年11月21日 (木)	鹿児島県原子力防災センター	九州電力(株)川内原子力発電所
13	静岡県	平成31年11月28日 (木)	静岡県原子力防災センター	中部電力(株)浜岡原子力発電所
14	茨城県	平成31年12月12日 (木)	茨城県原子力オフサイトセンター	日本原子力発電(株)東海第二発電所
15	愛媛県	平成32年1月23日 (木)	八幡浜みなと多目的ホール(予定)	四国電力(株)伊方発電所
16	神奈川県	平成32年2月13日 (木)	セントラルホテル(横須賀)	(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

(注) 開催日程及び実施場所等は変更することがある。

表3 「核物質防護のための研修会」開催場所の住所例

開催場所	住所
北海道原子力防災センター	〒045-0123 北海道岩内郡共和町宮丘 261-1
東通オフサイトセンター	〒039-4222 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内 5 番地 35
仙都会館 会議室 5 階	〒 980-0021 宮城県仙台市青葉区中央 2-2-10
福島県楡葉原子力災害対策センター	〒979-0513 福島県双葉郡楡葉町大字山田字仲丸1 -77
茨城県原子力オフサイトセンター	〒311-1206 茨城県ひたちなか市西十三奉行 11601-12
新潟県柏崎刈羽原子力防災センター	〒945-0034 新潟県柏崎市三和町 5-48
セントラルホテル	〒238-0007 神奈川県横須賀市若松町 2-8
静岡県原子力防災センター(オフサイトセンター)	〒421-0411 静岡県牧之原市坂口 3520-17
石川県志賀オフサイトセンター	〒925-0166 石川県羽咋郡志賀町安部屋亥 34-1
福井県大飯原子力防災センター	919-2104 福井県大飯郡おおい町成和第1号1番1
大阪府熊取オフサイトセンター	〒590-0458 大阪府泉南郡熊取町朝代西二丁目 1010-1
上斎原オフサイトセンター	〒708-0601 岡山県苫田郡鏡野町上斎原 514-1
島根県原子力防災センター	〒690-0873 島根県松江市内中原町52
八幡浜みなと多目的ホール	〒796-0087 愛媛県八幡浜市沖新田 1581 番地 23
佐賀県オフサイトセンター	〒847-0855 佐賀県唐津市西浜町 2-5
鹿児島県原子力防災センター	〒895-0052 鹿児島県薩摩川内市神田町 1-3

表4 「核物質防護のための研修会」施設見学先となる原子力事業者の住所

発電所等名称	住所
北海道電力(株)泊発電所	北海道古宇郡泊村大字堀株村字山の上219-1
東北電力(株)東通原子力発電所	青森県下北郡東通村大字白糠字前坂下34-4
東京電力ホールディングス(株)福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楢葉町大字波倉字小浜作12
日本原子力発電(株)東海第二発電所	茨城県那珂郡東海村大字白方1-1
東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所	新潟県柏崎市青山町16-46
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン ウラン燃料センター	神奈川県横須賀市内川2-3-1
中部電力(株)浜岡原子力発電所	静岡県御前崎市佐倉5561
北陸電力(株)志賀原子力発電所	石川県羽咋郡志賀町赤住1
関西電力(株)大飯発電所	福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1
京都大学原子炉実験所	大阪府泉南郡熊取町朝代西2丁目
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550
中国電力(株)島根原子力発電所	島根県松江市鹿島町片匂654-1
四国電力(株)伊方発電所	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3-40-3
九州電力(株)玄海原子力発電所	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村4112-1
九州電力(株)川内原子力発電所	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3

研修会開催要領例  
( ○○県 )

190704NRA

1. 目的 本研修は、警察、海上保安庁、防衛省(自衛隊)の3省庁職員を対象に核物質防護、原子力及び放射線防護に関する基礎的な知識の習得を目的とします。
2. 開催日時 平成31年\_\_月\_\_日(木) 9時00分～17時00分
3. 会場及び集合場所 ○○県OFC  
住所: \_\_\_\_\_ 電話: \_\_-\_\_-\_\_
4. 研修会時間割

- ・8時45分から受付を開始します。昼食のお弁当(代金700円程度)は事前に予約できます。
- ・OFCから原子力施設(○○電力株式会社○○発電所)へは、原子力規制庁手配のバスにて移動します。
- ・施設見学終了後OFCへ戻り、アンケートを記入頂き、解散となります。

## 5. 講師

OFCの紹介・見学 : 原子力規制庁○○原子力規制事務所

原子力の基礎知識 : 追って連絡(担当者)

核燃料物質及び原子力施設の防護: 追って連絡(担当者)

放射線測定の実習 : 追って連絡(担当者)

## 6. 身分証明書の携帯

原子力施設見学時の本人確認のため、原子力事業者指定の身分証明書を必ずご持参下さい。原子力事業者指定の身分証明書の例としては、自動車運転免許証、パスポート、写真付個人番号カード(マイナンバーカード)、写真付住民基本台帳カード等があります。なお、省庁発行の身分証明書は指定外となっておりますのでご注意願います。

## 7. 連絡先

原子力施設の見学では、事前に見学者を届け出ております。やむを得ず、受講者を変更する場合は、開催日の前々日の午前中までに下記担当者へご連絡下さい。それ以降に変更された場合は、原子力施設の見学はできないこともありますのであらかじめご了承下さい。なお、欠席する場合でも、下記担当者へご連絡下さいますようお願いいたします。

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門 担当 : \_\_\_\_\_

電話: 03-5114-2100(内線 ) 携帯: 080-\_\_-\_\_

平成31年度核物質防護のための研修会 講師配置例  
 (日程は平成31年2月12日版；講師等の配置は平成31年2月12日版)

回	道府県名	研修実施日	実施場所	原子力施設見学	講師		実習担当				事務局
					原子力	放射線	ワークショップ				
							計測1	計測2	計測3	計測4	
1	北海道	平成31年7月4日 (木)	北海道原子力防災センター	北海道電力榑泊発電所	A	D	A	D	X	G	X
2	島根県	平成31年7月11日 (木)	島根県原子力防災センター	中国電力榑島根原子力発電所							
3	佐賀県	平成31年7月25日 (木)	佐賀県オフサイトセンター	九州電力榑玄海原子力発電所							
4	新潟県	平成31年8月1日 (木)	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター	東京電力ホールディングス榑柏崎刈羽原子力発電所							
5	青森県	平成31年8月29日 (木)	東通オフサイトセンター	東北電力榑東通原子力発電所							
6	福島県	平成31年9月5日 (木)	福島県楡葉原子力災害対策センター	東京電力ホールディングス榑福島第二原子力発電所							
7	石川県	平成31年9月11日 (水)	石川県志賀オフサイトセンター	北陸電力榑志賀原子力発電所	B	E	B	E	Y	H	Y
8	大阪府	平成31年10月10日 (木)	大阪府熊取オフサイトセンター	京都大学原子炉実験所							
9	福井県	平成31年10月17日 (木)	福井県大飯原子力防災センター	関西電力榑大飯発電所							
10	岡山県	平成31年10月24日 (木)	上齋原オフサイトセンター	日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター							
11	宮城県	平成31年11月7日 (木)	仙都会館 会議室5階B会議室	-見学なし-							
12	鹿児島県	平成31年11月21日 (木)	鹿児島県原子力防災センター	九州電力榑川内原子力発電所							
13	静岡県	平成31年11月28日 (木)	静岡県原子力防災センター	中部電力榑浜岡原子力発電所	C	F	C	F	Z	I	Z
14	茨城県	平成31年12月12日 (木)	茨城県原子力オフサイトセンター	日本原子力発電榑東海第二発電所							
15	愛媛県	平成32年1月23日 (木)	八幡浜みなと多目的ホール(予定)	四国電力榑伊方発電所							
16	神奈川県	平成32年2月13日 (木)	セントラルホテル(横須賀)	榑グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン							

## 核物質防護のための研修会 自己評価シートの例

(ワークショップ I)

H31年度「放射線測定実習」の講義後の自己評価シート

(記入日： 月 日、講師署名： )

	No.	評価項目	はい A	少し はい B	いいえ C	スコア
ワークショップでの 説明と運営	1	ワークショップでは、規制庁が準備した台本をそのまま使用した。	1			10
	2	研修会への出張前に、自分でリハーサルを行なって、ワークショップの流れを確認し、ワークショップの本番で円滑な実習が行えるように準備しておいた。	1			10
	3	与えられた時間の枠内で実習を終了できた。	1			10
	4	受講者と交流するような接し方で実習をするとともに、簡単な質問をして、受講者が反応しやすいようにした。	1			10
	5	受講者が実習をできるだけ多く行えるように運営した。	1			10
ワークショップIの 運営について	6	空間線量率とは、空間線量率を測定するニーズ、測定器の種類と用途について概説した。	1			5
	7	空間線量率の単位、制限値や判断基準について、例を紹介した。	1			10
	8	測定実習を行う前に、使用上の注意事項（破損防止のための注意、等）を説明しなかった。			1	0
	9	多くの受講者が計器を手にとって操作する機会があるようにした。	1			5
	10	測定器が表示する数値の意味、平常値との比較、事故時の数値の例との比較等についての解説を適宜、加えた。	1			5
	11	Q1 全国の自然放射線量が西高東低となる理由を聞いてみた。	1			5
	12	Q2 (通常の生活環境において) コンクリートの建物と木造家屋とではどちらの空間線量率は大きいか聞いてみた。	1			5
	13	Q3 (原発事故・核攻撃において) コンクリートの建物と木造家屋とではどちらが放射線の透過が大きいか聞いてみた。	1			5
	14	Q4 浮遊放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数について、「屋外=1.0」であるが、「自動車内=?」はどうか聞いてみた。	1			5
	15	Q5 東京~ニューヨーク間の往復では0.19ミリシーベルト多く放射線を受けるが、いまCA(キャビン・アテンダント)さんの妊娠がわかったとすると、どういった処置をとったら良いか聞いてみた。	1			5
小計			14	0	1	

スコア(合計)

100

## 放射線測定実習機材の準備及びコンソール操作等の運用

- 1 目的：研修会において、放射線測定器等の資機材貸出し受領と展示及びコンソール（操作卓）の操作等の運用を行う。OFCの機器及び設備に関しては誤った操作等により、OFC機能の維持に影響を与えることがないように留意すること。本作業に関し機材の貸出し許可、コンソールでの操作許可を規制事務所より受けていることを当庁担当者に確認すること。
- 2 担当：現地ロジスティック業務担当者と放射線測定実習担当（ワーク・ショップIV防護服着脱の実習）の2名とする。
- 3 内容：
  - (1) 会場設営等：研修会前日に会場設営、受付設営、昼食会場設営を行うこと。
  - (2) 準備資機材  
以下の資機材を展示し、動作を確認すること。
    - ①  $\alpha$ 線表面汚染測定サーベイメータ
    - ②  $\beta$ ・ $\gamma$ 線表面汚染測定サーベイメータ
    - ③  $\gamma$ 線線量測定サーベイメータ
    - ④ 中性子線量測定サーベイメータ注1：サーベイメータ類は受講者が直接使用/操作するので、OFC保有で展示できるもののうち各2個を展示する。  
〈〈重要〉〉 研修日の前日を含む研修期間中に放射線モニタ（サーベイメータ）が校正に出ていないことに注意を払うこと。仮に校正中で放射線モニタが使用出来ない場合は、直ちに当庁担当者に連絡すること。核セキュリティ部門が原子力規制庁内にて不足分の放射線モニタを手配・対処する。  
注2：電子ポケット線量計、全面マスク、半面マスク、防護服（タイベックススーツ）は原子力規制庁より持ち込む。
  - (3) 講義時の助勢（コンソールの操作、等）
    - ・研修会前日の事前準備においてPC、大型スクリーン等のセッティング及び操作方法について講演者（講師）との調整を行い、事前の映像チェックを行うこと。
    - ・合同協議会室における大型スクリーンへのPPTのスライド映写、DVD映写の補助及び操作を行うこと。
    - ・各講義（「原子力の基礎知識」、「核燃料物質及び原子力施設の防護」、「放射線測定実習」）の前に講義のスライドを映写しておくこと。
    - ・タイムキーパーを行うこと。「原子力の基礎知識」と「原子力施設における核物質防護」の講義において、定刻5分前及び定刻にその時刻をアナウンスすること。
  - (4) 資機材の後片付け  
研修会当日受講者が施設見学で出発後（午後2時頃）に資機材の後片付けを行うこと。

以上

## PC機能要件及び確認手順

平成31年度核物質防護のための研修会において現地へ持ち込むPCの機能については、以下に対応した端末を用意し、2～4に示す事前確認を行うこと。

### 1 PC機能要件

- ・Windows 7 Professional(32bit版) かそれ以上のOSを搭載していること。
- ・メモリ 4GB以上
- ・光学ドライブ (DVD-ROM, DVD再生ソフト含) を搭載していること。(外部接続も可とする)
- ・USB 2.0(または3.0)準拠×2ポート以上
- ・Microsoft Office home (又は Business) 2010 (Word, Excel, PowerPoint)

### 2 PCをプロジェクターに接続し、CD-ROMを読み込むこと。

- (1) CD-ROMの中のフォルダ「原子力に関する基礎知識(標準版)」をインストール先のCドライブにそのままドラッグ&ドロップして、コピーする。
- (2) Cドライブにコピーされた「原子力に関する基礎知識(標準版)」を右ボタンでクリックし、ファイルリストの中から当庁が指示する「〇〇講義用\_19\*\*\*\*.pptx」を選択し同一フォルダ内にそのショートカットを作成する。なお、拡張子は pptx のみが有効である。
- (3) 次に作成されたショートカットファイルをドラッグして、デスクトップ画面の見やすい所に移動配置する。

### 3 「〇〇講義用\_19\*\*\*\*.pptx」のスライドショーを行うこと。

- (1) CG実写が機能することを確認する。
- (2) PPTナレーションが機能することを確認する。

### 4 放射線測定DVDの再生を行うこと。

- (1) DVDが再生できることを確認する。

以上



## 入札適合条件

平成31年度核物質防護研修会開催支援業務（現地ロジスティック業務等）を提供するに当たり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。ただし、平成31・32・33年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」を引き続き取得すること。
- (2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (3) 担当者の業務遂行能力として以下を満たすこと。
  - ・「原子力の基礎知識」の講師は、「原子力分野の業務経験が8年以上の者で原子炉の設計・検査等に携わったことがある者」であることを確認し5人以上を登録すること。
  - ・「放射線測定実習」の講師は、「原子力分野の業務経験が3年以上の者で放射線測定器操作等に携わったことがある者」又は「放射線取扱主任者の第3種以上の免状取得者」であることを確認し5人以上を登録すること。
  - ・「放射線測定実習」の実習担当は、「原子力分野の業務経験が3年以上の者で放射線測定器操作等に携わったことがある者」又は「放射線取扱主任者の第3種以上の免状取得者」であることを確認し「放射線測定実習」講師登録者5人以上が「放射線測定実習」実習担当を兼ねるとして、12人以上を登録すること。
  - ・それぞれの科目について講師（実習担当を含む）の経験・資格を添付資料で提示すること。

本件の入札に参加しようとする者は、上記の(1)～(3)の条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）は、正1部及び副2部を提出すること。

また、適合証明書等を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、平成31年3月29日(金)12時までに文書（FAXも可）で原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

担当：市川、片柳

TEL 03-5114-2100（内）4600、4715

FAX 03-5114-2184

メールアドレス [yuto\\_ichikawa@nsr.go.jp](mailto:yuto_ichikawa@nsr.go.jp)

[daijiro\\_katayanagi@nsr.go.jp](mailto:daijiro_katayanagi@nsr.go.jp)

(様式1)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称 印

代表者氏名 印

「平成31年度核物質防護研修会開催支援業務（現地ロジスティック業務等）」の入札に関し、  
応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。  
なお、落札した場合には、仕様書に従い、万全を期して作業を行いますが、万一不測の事態が生  
じた場合には、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに  
対応します。

(様式2)

## 適合証明書

件名：平成31年度核物質防護研修会開催支援業務（現地ロジスティック業務等）

商号又は名称：

条 件	回答 (○or×)	資料 No.
<p>1. 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。ただし、平成31・32・33年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」を引き続き取得すること。</p> <p>2. 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。</p> <p>3. 担当者の業務遂行能力として以下を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「原子力の基礎知識」の講師は、「原子力分野の業務経験が8年以上の者で原子炉の設計・検査等に携わったことがある者」であることを確認し5人以上を登録すること。</li><li>・「放射線測定実習」の講師は、「原子力分野の業務経験が3年以上の者で放射線測定器操作等に携わったことがある者」又は「放射線取扱主任者の第3種以上の免状取得者」であることを確認し5人以上を登録すること。</li><li>・「放射線測定実習」の実習担当は、「原子力分野の業務経験が3年以上の者で放射線測定器操作等に携わったことがある者」又は「放射線取扱主任者の第3種以上の免状取得者」であることを確認し「放射線測定実習」講師登録者5人以上が「放射線測定実習」実習担当を兼ねるとして、12人以上を登録すること。</li><li>・それぞれの科目について講師（実習担当を含む）の経験・資格を添付資料で提示すること。</li></ul>		

適合証明書に対する照会先

所在地：（郵便番号も記載のこと）

商号又は名称及び所属：

担当者名：

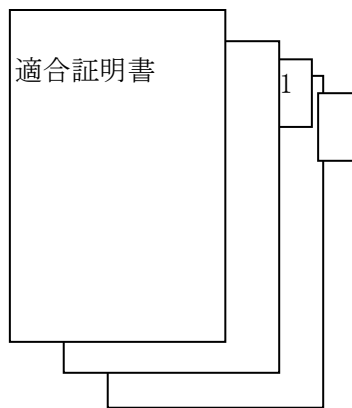
電話番号：

FAX 番号：

E-Mail：

## 記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合には他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。  
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じ

## (案)

# 契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、  
（以下「乙」という。）とは「平成31年度核物質防護研修会開催支援業務（現地ロジスティック業務等）」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

### (契約の目的)

第1条 乙は、別添の契約仕様書に基づき業務を行うものとする。

### (契約金額)

第2条 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

3 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

### (契約期間)

第3条 平成 年 月 日から平成32年3月12日までとする。

### (契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

### (一括委任又は一括下請負の禁止等)

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。  
ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負寄せた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

### (監 督)

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (4) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算し

た額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(かし担保責任)

第14条 甲は、役務行為が完了した後でもかしがあることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修をさせることができる。

2 前項によってかしの補修をさせることができる期間は、引渡し又は給付を受けてから1カ年とする。

3 乙が第1項の期日までにかしの補修をしないときは、甲は、乙の負担において第三者にかしの補修をさせることができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、かしの補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、引渡し又は給付を受けてから1カ年とする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第17条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書

に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- (1) 甲は、承諾の時に於いて本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
  - (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
  - (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

#### （著作権等の帰属・使用）

- 第18条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
  - 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

#### （個人情報の取扱い）



第19条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

第20条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第21条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第22条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

附 則

元号が改められたときには、本契約書、仕様書その他本契約に係る文書に記載した日付（元号が改められた日以後のものに限る。）を、新しい元号による日付に読み替えるものとする。

## 特記事項

### 【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
  - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
  - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
  - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であつた者又は構成員であつた者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求するこ

とを妨げるものではない。

- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### 【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成31年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号  
支出負担行為担当官  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

※ 以下、仕様書を添付